

産学官連携研究開発補助事業のご案内

県北地域の中小企業者が行う、大学等との共同研究を支援します。

1. 補助対象者

県北地域に主たる事業所を有する中小企業

※日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村及び大子町の9市町村

2. 補助対象事業

大学等（大学、公設試験研究機関、高等専門学校）との共同研究による新技術、新製品又は新サービスの開発

※大学等の共同研究契約が必要となります。

3. 対象経費

共同研究費、委託費、材料費、外注費、専門家等謝金、旅費、賃貸借料、試作品開発費など

4. 補助額及び補助率

(1) 補助額 80万円以内（10社程度）

(2) 補助率 10/10以内

5. 受付期間

令和3年6月11日まで

6. 事業対象期間

補助金交付決定日から令和4年2月28日まで

7. 申請方法

郵送または持参により（公財）日立地区産業支援センターにご提出ください。

8. 提出書類

(1) 補助金交付申請書

(2) 事業計画書

※補助金交付決定前に事業に着手する場合は「補助金交付決定前事前着手届出書」も併せてご提出ください。

提出書類は[ホームページ](#)からダウンロードできます。

9. 交付決定に係る審査

申請を頂いた案件については、別途審査により採択を決定いたします。

10. 提出及び問い合わせ先

（公財）日立地区産業支援センター 担当 川野辺、荻谷

〒316-0032 日立市西成沢町2-20-1

電話 0294-25-6121

FAX 0294-25-6125

E_mail : kenkyukaihatsu@hits.or.jp

関連 HP はこちら



【事業実施にあたっての留意事項】

1. 大学等との共同研究について

事業の実施にあたっては、大学等との共同研究契約等の締結が要件となります。

2. 事業に要した経費について

(1) 実績報告書の提出時に事業に要した経費に係る書類等を併せて提出していただくこととなりますので、書類等を準備してください。

※必要となる書類等（事例）

- ・見積書
- ・納品書
- ・請求書
- ・領収書、振込等の写し

(2) 原材料費等は使用した分が補助対象経費となります。

(3) 見積書や納品書は費用内訳を明確にし、一式等の費用の内訳が不明になるような記載をしないようにしてください。

(4) 対象経費は事業期間（令和4年2月28日）までに、納品、支払が完了したものが対象となります。

3. 大学等との共同研究契約等に係る留意事項

(1) 実績報告書の提出時に、共同研究契約等の成果等をまとめた資料を併せてご提出いただきます。

(2) 成果等の資料の記載事項は以下のものを参考に記載してください。

- ・計画名
- ・研究の目的
- ・研究実施体制
- ・実施した内容
- ・主な成果
- ・経費の内訳
- ・その他事項